

## 佐井村勢要覧制作業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

佐井村勢要覧の制作にあたっては、本村の意向に沿うように十分企画内容についての協議を重ね、村制施行130年の歩みを踏まえ、本村の村勢を広く知らしめる存在意義のある村勢要覧を制作すること。

この要領は、佐井村勢要覧制作業務の趣旨に最も適した企画力及び創造力を有する事業者を選定するための公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 公募型プロポーザル概要

- (1) 名称：佐井村勢要覧制作業務公募型プロポーザル
- (2) 参加資格：4. 参加資格要件のとおり
- (3) 実施形式：公募型プロポーザル方式
- (4) 審査概要：企画提案書及びプレゼンテーションを基に審査を行う。
- (5) スケジュール

5月 2日	プロポーザル実施要領等の公表
5月 8日	質疑の受付開始（5月16日期限）
5月17日	質疑への回答（村ホームページ）
5月19日	参加申込書の提出期限
5月31日	企画提案書等の提出期限
6月上旬	プレゼンテーション・ヒアリング審査
6月上旬	審査結果通知
6月中旬	契約締結予定

### 3. 業務概要

- (1) 業務名：佐井村勢要覧制作業務委託
- (2) 業務内容：佐井村勢要覧制作業務委託仕様書のとおり
- (3) 契約期間：契約締結日の翌日から平成31年3月1日まで
- (4) 予算限度額：2,776,000円（2ヶ年総額）を上限とする。

※消費税及び地方消費税額を含む

【平成29年度予算額】1,080,000円

【平成30年度予算額】1,696,000円

#### 4. 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げる恐れがないと認められるもの。
- (4) 国税及び地方税について滞納がないこと。

#### 5. プロポーザル実施要領の入手方法

佐井村ホームページからダウンロードすること。

#### 6. 参加申込

##### (1) 提出書類

- ①参加申込書（様式第2号）
- ②会社概要（様式第3号）
- ③業務実績調書（様式第4号）
- ④誓約書（様式第5号）
- ⑤法人事業者にあつては、商業登記法に基づく現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
- ⑥個人事業者にあつては、市町村が発行する営業証明書及び身分証明書
- ⑦財務諸表  
申請日直前1年分に係る貸借対照表、損益計算書等
- ⑧納税証明書  
納税証明書については、国税、都道府県税及び市町村税のすべてについて提出すること。

##### (2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）による提出

##### (3) 提出先

〒039-4711

青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森20番地

佐井村総合戦略課企画政策係

(4) 提出期限

平成29年5月19日（金） 午後5時必着

7. 参加資格の審査・審査結果の通知

この実施要領に定める資格基準に基づき審査し、当該審査結果を申込み全者に参加資格審査結果通知書（様式第9号）により提出する。

なお、参加資格が満たないと判断された事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

8. 企画提案書等内容及び作成・提出方法

(1) 提出物（様式は全て任意）

①企画提案書

次の事項を記載

（業務実施体制図、実施方針、企画内容、デザイン案、仕様書にない独自の提案）

②業務担当者実績調書

③業務工程・スケジュール表

④参考見積書

⑤自らが作成した他自治体要覧などの参考資料（3種類以内）

(2) 提出方法

①提出物①～⑤の順で綴じるものとする。

②提出部数は10部とする。

③持参又は郵送（書留郵便に限る）による提出

(3) 提出先

〒039-4711

青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森20番地

佐井村総合戦略課企画政策係

(4) 提出期限

平成29年5月31日（水） 午後5時必着

9. 質問の受付及び回答

プロポーザルに関して質疑がある場合は、質問書（様式第1号）により期日までに電子メールで提出すること。

(1) 提出方法

電子メールにて件名を「質問書（佐井村勢要覧制作業務委託）」として送信することとする。

(2) 質問票の提出期間

平成29年5月8日（月）～平成29年5月16日（火）正午必着

(3) 提出先

佐井村総合戦略課

電子メール：sai\_senryaku@vill.sai.lg.jp

(4) 質問への回答

提出期間終了後速やかに村ホームページにて回答する。

(5) その他

提出期限を過ぎたもの又は指定した方法以外での質問は一切受付しない。

## 10. 審査

(1) 審査方法

審査は、参加資格要件を満たす者の中から、提出された企画提案書等について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、プロポーザル審査委員会が審査する。

ただし、企画提案書提出事業者が多数である場合には、書類審査による第1次審査を行う場合もある。

第1次審査を行う場合は参加者全員にその旨通知する。

(2) 審査項目及び配点

①業務実績	10 / 100
②業務実施体制	25 / 100
③業務工程	15 / 100
④提案内容	40 / 100
⑤見積内容	10 / 100

## 11. プレゼンテーション

(1) 実施日 平成29年6月上旬を予定

(2) 場 所 佐井村役場

(3) 実施方法

①企画提案の説明（30分）

企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととする。

スクリーン及びプロジェクターは村が準備する。ただし、パソコンは提案者が準備すること。

②審査委員による質疑（10分程度）

## 1 2. 審査結果の通知

審査結果の通知は、審査を受けたもの全員に対し、プロポーザル審査結果通知書（様式第10号）により通知する。なお、必要に応じ第1次審査を行う場合はプロポーザル第1次審査結果通知書（様式第11号）により通知し、第1次審査を通過した事業者には、第2次審査の日程等についても、併せて通知する。

また、審査の結果、選定されなかった事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

## 1 3. 契約締結

受託予定事業者と詳細な事業内容を協議し、仕様書等の調整を行ったうえで見積書を聴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

## 1 4. その他

### (1) 提出書類の取扱いについて

- ア 提出されたすべての書類は返却しない。
- イ 提出後の差替え及び加除修正は認めない。
- ウ 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- エ 村が必要と認める場合には追加資料の提出を求める場合がある。

### (2) 失格事項について

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 説明会、プレゼンテーション又はヒアリングを実施した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- カ 参考見積書の金額が、あらかじめ示された予算の上限額を超過した場合

### (3) 参加辞退について

参加表明後の辞退については、参加辞退届（任意様式）を提出すること。

### (4) 必要経費について

提出書類の作成及び提出やプレゼンテーション参加に係る費用など必要な経費は、全て提出事業者の負担とする。なお、やむを得ず本プロポーザルによる事業者選定が中止等になった場合でも、全て提出事業者が負担すること。

(5) 情報公開及び提供について

提出された企画提案書については、佐井村情報公開条例の規定による請求があった場合、第三者に開示することがある。ただし、提出者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合は、あらかじめ文書により申し入れすること。

なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響を及ぼす恐れのある情報については、決定後の開示とする。

1 4. 問い合わせ先

佐井村総合戦略課企画政策係 担当：福田

〒039-4711

青森県佐井村大字佐井字糠森20番地

電 話 0175-38-2111 (内線23)

F A X 0175-38-2492

電子メール sai\_senryaku@vill.sai.lg.jp